

## 第6章 環境配慮事項

- 第1節 地域特性別環境配慮事項
- 第2節 事業別環境配慮事項

# 第1節 地域特性別環境配慮事項



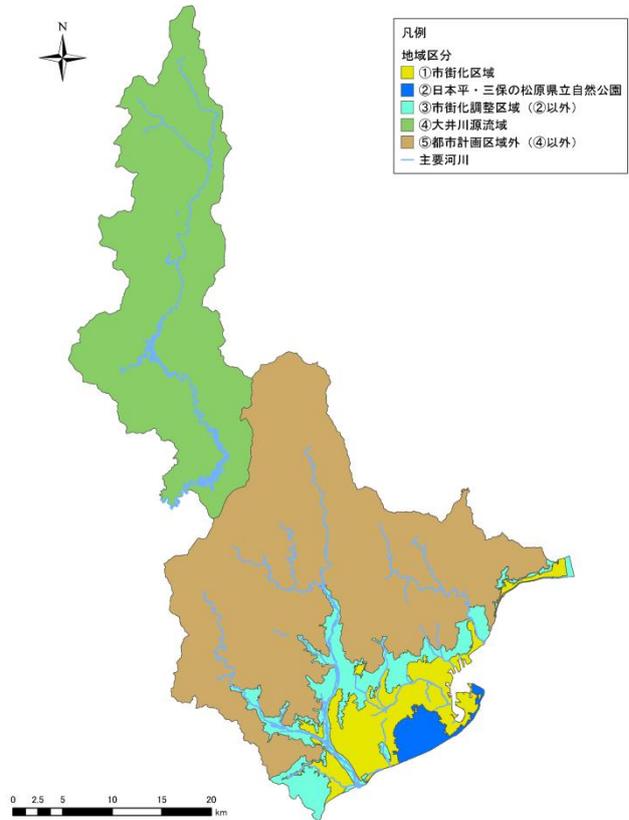
## 1-1 地域特性別環境配慮事項の基本的考え方

### ■趣旨

本市は、南アルプスなどの広大な森林地域から、安倍川・藁科川・興津川を代表とする清流、都市的な利用がされている平野部、世界文化遺産の三保松原がある海岸部まで、その環境特性は地域によって大きく異なります。このような豊かな環境資源を守るためには、それぞれの地域の環境特性に応じた環境配慮を行い、環境への影響を最小限にする努力が必要です。

そこで本節では、法規制の状況や流域区分などを踏まえ、市域を「①市街化区域」「②日本平・三保の松原県立自然公園」「③市街化調整区域（②以外）」「④大井川源流域」「⑤都市計画区域外（④以外）」の5つの地域に区分し、それぞれの地域における環境特性と配慮事項を示します。土地を利用する際には、これらの環境特性を理解し、できる限り配慮事項を実施していくことが期待されます。

なお、環境配慮事項は一般的な原則を示すものであり、実際の土地利用に当たっては、地域の状況に応じたきめ細かい配慮が必要となります。



地域区分図

【資料：静岡市環境影響評価条例制定に係る環境基礎調査等業務報告書】

### ■地域の機能区分

地域が持つ機能を3つに分類し、それぞれの機能ごとに環境特性と環境配慮の方向性、環境配慮事項をまとめました。

地域が持つ機能の分類

地域の機能	趣旨
自然的機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>地形、地質などの土地を形成する基本的な地盤の安定性などの保全機能</li> <li>土壌や植生などの土地条件と深く関わりを持つ水資源の保全機能</li> <li>生きものの生育・生息環境のベースとなる植物生態系の保全機能</li> </ul>
自然とのふれあい機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然的土地利用の結果に沿って構成される景観の保全機能</li> <li>体験や活動を通じて、自然と人とがふれあうことのできる場の保全機能</li> </ul>
社会的機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>人々が社会生活を営む上での良好な居住環境の保全機能</li> <li>地域の持つ歴史文化的資源の保全機能</li> </ul>

【資料：静岡市環境影響評価条例制定に係る環境基礎調査等業務報告書】

## 1-2 市街化区域

### ①自然的機能

市街地が中心であるため、地下水涵養・雨水保水性の機能を有する土地は少なく、自然度の低い植生が大半を占めています。

護国神社の社叢が特定植物群落として選定されているほか、谷津山の一部や大浜海岸周辺などが鳥獣保護区（身近な鳥獣生息地）に指定されています。

#### 【環境配慮の方向性】

- 雨水の浸透機能向上及び地下水への配慮
- 鳥獣保護区などの貴重な生物生息環境の保全
- ビオトープネットワーク形成に資する緑地整備

#### 【環境配慮事項】

- ・ 地盤沈下を防ぐための取水・揚水の抑制
- ・ 地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制
- ・ 雨水の貯留及び浸透機能の保全と向上を考慮した施設的设计
- ・ 地下水汚染を未然に防止するための施設の維持管理
- ・ 緑地の保全、改変後の緑化推進
- ・ 貴重な野生生物の生息及び生育地などに対する地形改変の抑制
- ・ 河川、海岸などの水質汚濁を防ぐための排水の適正処理
- ・ 計画地の現存緑地の保全及びビオトープネットワークに資する緑化の推進

### ②自然とのふれあい機能

優れた眺望地点として静岡県立美術館周辺、清水マリナーパークとマリーナなどがあるほか、風致公園として谷津山自然公園が整備されています。

谷津山では市民による自然保全活動が行われています。

#### 【環境配慮の方向性】

- 自然と共生する市街地環境の形成

#### 【環境配慮事項】

- ・ 市街地内の貴重な緑地の保全
- ・ 地域環境に貢献する緑地、オープンスペースの創出
- ・ 巨樹などの景観資源や眺望地点からの眺望の保全に配慮した建築物などの配置、規模などの計画

### ③社会的機能

全域が市街地であり、清水港周辺などの工業専用地域を除く地域では住環境保全が求められるほか、教育施設や病院も多数立地しています。また、「静岡市良好な商業環境の形成に関する指針」が定められています。国指定特別史跡「登呂遺跡」をはじめ、多数の指定文化財が分布しています。

#### 【環境配慮の方向性】

- 住宅や公共施設などへの影響、文化財などの保全及びそれらと調和した景観、持続可能な都市づくりへの配慮

#### 【環境配慮事項】

- ・ 工事における大気汚染・騒音・振動・粉じんなどの発生抑制
- ・ 河川や海の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理



## 1-3 日本平・三保の松原県立自然公園

### ① 自然的機能

日本平では地下水涵養・雨水保水性の高い森林や耕作地が分布するとともに、自然度の高い二次林が広く分布しています。また、特定植物群落として三保松原、久能山の照葉樹林が選定されているほか、三保海岸ではアカウミガメの上陸・産卵が確認されています。

日本平の一角が鳥獣保護区（身近な鳥獣生息地）に指定されています。

#### 【環境配慮の方向性】

- 水源涵養機能の高い森林などの保全と地下水への配慮
- 特定植物群落としての松原、照葉樹林など自然度の高い森林及び多様な生物の生息・生育環境の保全

#### 【環境配慮事項】

- ・ 地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制
- ・ 地下水汚染を未然に防止するための施設の維持管理
- ・ 農地・緑地の保全、改変後の緑化推進
- ・ 貴重な野生生物の生息及び生育地を回避した用地の選定、地形改変の抑制、繁殖期を考慮した工期の設定
- ・ 河川、海岸などの水質汚濁を防ぐための排水の適正処理
- ・ 計画地の現存緑地の保全及び地域の在来種を主体とした緑化の推進
- ・ 野生動物の移動経路の確保
- ・ 施設からの騒音・振動などの発生抑制、及び夜間照明の拡散防止

### ② 自然とのふれあい機能

優れた眺望地点として久能山、三保海岸（羽衣の松付近）、日本平さくら通り（山頂付近）などがあるほか、主な自然景観資源として久能山や自然海岸が挙げられます。地域の大半が日本平県立自然公園、三保の松原県立自然公園の特別地域または普通地域であり、風致公園として日本平公園、清水三保海浜公園、清水羽衣公園が整備されています。

有度山（日本平）では市民による自然保全活動が行われています。

#### 【環境配慮の方向性】

- 自然公園のすぐれた環境の保全

#### 【環境配慮事項】

- ・ 自然景観資源の喪失を防ぐための地形改変の抑制
- ・ 建築物や工作物などの自然景観との調和
- ・ 巨樹などの景観資源や眺望地点からの眺望の保全に配慮した建築物などの配置、規模などの計画

### ③ 社会的機能

日本平南側などの沿岸部に集落地が分布し、小・中学校などが立地しています。

三保松原、日本平が国指定名勝に指定されているほか、久能山一帯も国宝「東照宮本殿」をはじめ貴重な文化的資産となっています。特に三保松原は世界文化遺産構成資産に指定され、その周辺には名勝三保松原規制地区とほぼ重複する形で世界遺産緩衝地帯となっています。

#### 【環境配慮の方向性】

- 世界遺産、文化財などの保全及びそれらと調和した景観への配慮

#### 【環境配慮事項】

- ・ 工事における大気汚染・騒音・振動・粉じんなどの発生抑制
- ・ 河川や海の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理
- ・ 施設からのばい煙・騒音・振動・悪臭などの発生抑制、有害化学物質による汚染防止
- ・ 地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制
- ・ 土壌汚染及び水質汚濁を防ぐための廃棄物の適正処理
- ・ 建築物や工作物などの規模の抑制及び周辺景観との調和
- ・ 省エネルギー、リサイクル、再生可能エネルギーの使用などの低炭素化の推進



## 1-4 市街化調整区域

### ①自然的機能

地域全域にわたり、地下水涵養・雨水保水性の高い森林や耕作地が分布しています。植生は自然度の比較的高い植林地や、自然度が中程度の耕作地が大半を占めています。特定植物群落としては、門屋のシャク群落、清見寺のシイ・タブ林、用宗の照葉樹林が選定され、興津川周辺や寺社の池などにモリアオガエル、巴川上流にダルマガエルなどの貴重種が生息しています。

賤機山などが身近な鳥獣生息地として、高草山が森林鳥獣生息地として、富士川河口が集団渡来地として、それぞれ鳥獣保護区に指定されています。

#### 【環境配慮の方向性】

- 水源涵養機能の高い森林などの保全と地下水への配慮
- 興津川、巴川、富士川などの河川周辺や賤機山、高草山などの貴重な生態系の保全

#### 【環境配慮事項】

- ・ 地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制
- ・ 地下水汚染を未然に防止するための施設の維持管理
- ・ 農地・緑地の保全、改変後の緑化推進
- ・ 貴重な野生生物の生息及び生育地を回避した用地の選定、地形改変の抑制、繁殖期を考慮した工期の設定
- ・ 河川などの水質汚濁を防ぐための排水の適正処理
- ・ 計画地の現存緑地の保全及び現地植生を考慮した緑化の推進
- ・ 野生動物の移動経路の確保
- ・ 施設からの騒音・振動などの発生抑制、及び夜間照明の拡散防止



### ②自然とのふれあい機能

優れた眺望地点として梶原山公園、一本松公園、満観峰、薩埵峠などがあるほか、主な自然景観資源として自然海岸が挙げられます。また、風致公園として梶原山公園、一本松公園、広野海浜公園、洞慶院梅園が整備されています。

賤機山では市民による自然保全活動が行われています。

#### 【環境配慮の方向性】

- 都市の身近な自然とのふれあいの場としての環境の保全

#### 【環境配慮事項】

- ・ 自然景観資源の喪失を防ぐための地形改変の抑制
- ・ 建築物や工作物などの自然景観との調和
- ・ 巨樹などの景観資源や眺望地点からの眺望の保全に配慮した建築物などの配置、規模などの計画
- ・ 自然景観の保全に配慮した改変後の緑化推進

### ③社会的機能

集落地や住宅団地などが分布しており、その周辺などに小・中学校などが立地するほか、病院も複数分布しています。国重文「神部神社浅間神社社殿」をはじめ、指定文化財が各所に分布しています。

#### 【環境配慮の方向性】

- 市街地隣接地としての丘陵地、河川周辺などの自然環境の保全
- 集落地などの生活環境の保全

#### 【環境配慮事項】

- ・ 工事における大気汚染・騒音・振動・粉じんなどの発生抑制
- ・ 河川や海の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理
- ・ 施設からのばい煙・騒音・振動・悪臭などの発生抑制、有害化学物質による汚染防止
- ・ 地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制
- ・ 土壌汚染及び水質汚濁を防ぐための廃棄物の適正処理
- ・ 建築物や工作物などの周辺景観との調和
- ・ 省エネルギー、リサイクル、再生可能エネルギーの使用などの低炭素化の推進

## 1-5 大井川源流域

### ①自然的機能

南部から西部にかけての一带が水源涵養保安林に指定されているほか、地域全域に地下水涵養・雨水保水性の高い森林が広がっています。植生は自然度の最も高い自然草原、自然林が多くを占めるほか、自然度の高い二次林が中央部から南部にかけて広く分布しています。また、特定植物群落として選定された高山植物群落などが広く分布しています。さらには、大井川源流域にハコネサンショウウオ、井川湖周辺にモリアオガエル、梅ヶ島付近にヒダサンショウウオなどの貴重種が生息します。

南アルプス、井川湖などが鳥獣保護区（森林鳥獣生息地）に指定されています。

#### 【環境配慮の方向性】

- 水源涵養機能の高い森林などの保全と地下水への配慮
- 貴重な野生生物や植生群落の生息・生育環境の保全

#### 【環境配慮事項】

- ・ 地下水汚染を未然に防止するための施設の維持管理
- ・ 森林伐採の抑制、伐採後の植林などによる森林回復
- ・ 貴重な野生生物の生息及び生育地を回避した用地の選定、地形改変の抑制、繁殖期を考慮した工期の設定
- ・ 河川などの水質汚濁を防ぐための排水の適正処理
- ・ 森林（特に自然林）の伐採抑制、改変後の自然環境の代替地確保または修復と再生、現地植生を考慮した植栽樹の選定
- ・ 野生動物の移動経路の確保
- ・ 施設からの騒音・振動などの発生抑制、及び夜間照明の拡散防止

### ②自然とのふれあい機能

主な自然景観資源として南アルプスの特徴的な稜線や枯木戸滝などが挙げられます。また、南アルプスの稜線付近が南アルプス国立公園（特別保護地区、特別地域）、大井川周辺などが奥大井県立自然公園（特別地域）に指定されています。

井川湖に近接して南アルプス井川オートキャンプ場があります。

#### 【環境配慮の方向性】

- 自然公園などのすぐれた環境の保全

#### 【環境配慮事項】

- ・ 自然景観資源の喪失を防ぐための地形改変の抑制
- ・ 建築物や工作物などの自然景観との調和
- ・ 巨樹などの景観資源の保全に配慮した建築物などの配置、規模などの計画
- ・ 自然景観の保全に配慮した改変後の緑化推進

### ③社会的機能

井川地区などに集落地が分布しているほか、小・中学校、幼稚園が立地しています。

井川湖沿岸の田代地区に市指定文化財「田代の一間造りの民家」が所在しています。

#### 【環境配慮の方向性】

- 大井川流域に対する汚染物質や土砂流入による水質悪化防止

#### 【環境配慮事項】

- ・ 工事における大気汚染・騒音・振動・粉じんなどの発生抑制
- ・ 河川の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理
- ・ 施設からのばい煙・騒音・振動・悪臭などの発生抑制、有害化学物質による汚染防止
- ・ 地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制
- ・ 土壌汚染及び水質汚濁を防ぐための廃棄物の適正処理



## 1-6 都市計画区域外

### ①自然的機能

各所に水源涵養保安林が分布しているほか、地域全域に地下水涵養・雨水保水性の高い森林が広がっています。植生は自然度の比較的高い植林地が多くを占めますが、北端部に自然度の最も高い自然林や、自然度の高い二次林が分布しています。また、特定植物群落として選定されたブナ・ミズナラ林などが北端部に分布しています。安倍川、藁科川、興津川周辺にモリアオガエルが生息しています。

東海自然歩道の一帯などが森林鳥獣生息地として、清水和田島小学校などの周辺が身近な鳥獣生息地として、それぞれ鳥獣保護区に指定されています。

#### 【環境配慮の方向性】

- 水源涵養機能の高い森林などの保全と地下水への配慮
- 森林を主体とした多様な動植物の生息・生育環境の保全

#### 【環境配慮事項】

- ・ 地下水汚染を未然に防止するための施設の維持管理
- ・ 森林伐採の抑制、伐採後の植林などによる森林回復
- ・ 貴重な野生生物の生息及び生育地を回避した用地の選定、地形変更の抑制、繁殖期を考慮した工期の設定
- ・ 河川などの水質汚濁を防ぐための排水の適正処理
- ・ 計画地の現存緑地の保全及び現地植生を考慮した緑化の推進
- ・ 野生動物の移動経路の確保
- ・ 施設からの騒音・振動などの発生抑制、及び夜間照明の拡散防止



### ②自然とのふれあい機能

優れた眺望地点として富士見峠があり、主な自然景観資源として勘行峰などの弧峰や安倍の大滝などの滝が挙げられます。また、北部などの稜線付近が奥大井県立自然公園（特別地域）に指定されています。

梅ヶ島、玉川、黒川の3箇所のキャンプ場があり、黒川キャンプ場は清水森林公園内に設けられています。

#### 【環境配慮の方向性】

- 多様な自然とのふれあいの場としての環境の保全

#### 【環境配慮事項】

- ・ 自然景観資源の喪失を防ぐための地形変更の抑制
- ・ 建築物や工作物などの自然景観との調和
- ・ 巨樹などの景観資源や眺望地点からの眺望の保全に配慮した建築物などの配置、規模などの計画
- ・ 自然景観の保全に配慮した変更後の緑化推進

### ③社会的機能

谷間に集落地が分布し、集落地の周辺などに小・中学校、幼稚園が立地しています。

清水区小島町に国指定史跡「小島陣屋跡」などが所在しています。

#### 【環境配慮の方向性】

- 下流域に対する汚染物質や土砂流入による水質悪化防止
- 集落地などの生活環境の保全

#### 【環境配慮事項】

- ・ 工事における大気汚染・騒音・振動・粉じんなどの発生抑制
- ・ 河川の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理
- ・ 施設からのばい煙・騒音・振動・悪臭などの発生抑制、有害化学物質による汚染防止
- ・ 地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制
- ・ 土壌汚染及び水質汚濁を防ぐための廃棄物の適正処理

## 第2節 事業別環境配慮事項



### 2-1 事業別環境配慮事項の基本的考え方

#### ■趣旨

環境に大きな影響を及ぼす恐れのある開発事業については、事業の実施による環境への影響を回避・低減し、それらが不可能な場合には代償措置を講じていくことが求められます。

そこで、主な開発事業ごとに環境配慮事項を示し、将来の世代へ継承する環境や利益が損なわれない「持続可能な開発」となるように誘導することで、基本方針の実現を目指します。



#### ■対象事業

事業別環境配慮事項として取り上げた事業は以下のとおりです。

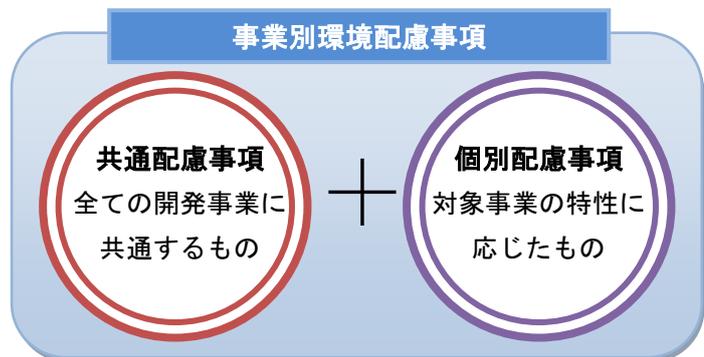
対象事業と着眼点

対象事業	着眼点
道路・鉄道	線的な施設であり、土地や生態系の分断が懸念される。
建築物など	施設稼働後の影響よりも、構造物の存在による周辺環境や景観への影響が懸念される。
工場・事業所など	施設稼働後の大気、水質、悪臭などの影響及び運搬車両などの通行による影響が懸念される。
開発事業など (都市部)	主に市街地及びその周辺で行われるため、周辺環境含め社会環境全般への影響が懸念される。
開発事業など (森林部)	森林部に立地することが多く、土地の改変による自然環境への影響が懸念される。
最終処分場	排水・漏水などによる河川、地下水、土壌への影響が懸念される。
埋立又は干拓	専ら海沿いであり、海域環境への影響が懸念される。

#### ■配慮事項の構成

事業別環境配慮事項は、すべての事業に共通する「共通配慮事項」と、個別事業ごとに配慮すべき事項を示した「個別配慮事項」があります。

各事業を実施する際には、「共通配慮事項＋個別配慮事項」の内容を参照してください。



事業別環境配慮事項の構成

## 2-2 共通配慮事項

### ①自然的機能

- 事業用地は、活断層やその他の地形・地質条件を考慮し、安定した土地を選定します。
- 地形の改変は最小限に抑え、周辺環境への影響を少なくします。
- 地形改変後は、法面の緑化などをすみやかにを行い、土壌、土砂の流出・堆積を抑えます。
- 学術上貴重な地形・地質がある場合には、土地の改変を回避します。
- 貴重な野生生物の生息及び生育地を保全するため、それらの土地を回避した用地の選定、地形改変の抑制、繁殖期を考慮した工期の設定を行います。
- その他多様な生物の生息環境の保護・保全に配慮した計画とします。

### ②自然とのふれあい機能

- 周辺の自然や歴史・文化、まちなみなどの特性を踏まえ、景観的な調和や向上を図ります。
- 人と自然とのふれあいの場となる歩道・自転車道、ポケットパークなどを設置します。

### ③社会的機能

- 工事における大気汚染・騒音・振動・粉じんなどの発生を抑えるとともに、有害化学物質による汚染を防止するための適切な措置を講じます。
- 事業用地が文化財に隣接する場合、または埋蔵文化財包蔵地を含む場合には、文化財を保護するための適切な措置を講じるとともに、文化財との景観的な調和に配慮します。
- 廃棄物などの発生を抑えるとともに、再使用、再利用を推進します。
- 建設現場におけるハイブリッド型の建設機械や低燃費型建設機械・車両の使用に努めるとともに、アイドリングストップ、エコドライブを励行します。
- 設計段階において、開発地域における緑の保全や、住宅・事業所などの緑化（屋上緑化、壁面緑化など）を提案します。

## 2-3 個別配慮事項

### (1)道路・鉄道

#### ①自然的機能

- 地下水脈をできる限り分断しないよう、適切な措置を講じます。
- 道路・鉄道の新設により野生動物の移動経路を分断しないよう、適切な措置を講じます。
- 法面や街路樹などの緑化にあたっては、その地域の在来樹種を用いたり、ビオトープを設置するなど、生態系保全に配慮します。

#### ②自然とのふれあい機能

- 擁壁、電波塔、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋などの工作物の築造に際しては、「静岡市景観計画」に基づく景観形成基準に適合します。
- ガードレール、照明灯、標識、防音壁などの付帯施設について周辺景観との調和に配慮した意匠、色彩とします。

#### ③社会的機能

- 供用後における施設からのばい煙・騒音・振動・悪臭などの発生を抑えるとともに、有害化学物質による汚染を防止するための適切な措置を講じます。
- 自転車や公共交通機関が利用されやすい計画とします。



**(2)建築物など****①自然的機能**

- 地下水脈をできる限り分断しないよう、適切な措置を講じます。
- 地下水位の低下を防ぐため、取水・揚水の量を抑えます。
- 河川の水質汚濁を防ぐため、排水の適正処理を行います。
- 敷地や法面、建築物などの緑化にあたっては、その地域の在来樹種を用いたり、ビオトープを設置するなど、生態系保全に配慮します。

**②自然とのふれあい機能**

- 建築物の建築、及び擁壁、電波塔などの工作物の築造に際しては、「静岡市景観計画」に基づく景観形成基準に適合させます。
- 敷地外周部における生垣設置などにより、周辺景観への影響を和らげます。

**③社会的機能**

- 供用後における施設からのばい煙・騒音・振動・悪臭などの発生を抑えるとともに、有害化学物質による汚染を防止するための適切な措置を講じます。
- 建築物などによる日照障害、電波障害、局地風など、周辺の市街地環境への影響を軽減するための適切な措置を講じます。
- 建築物の設計段階において、太陽光発電設備や太陽熱温水器、小型風力発電設備など、新エネルギー導入を積極的に提案します。
- 電気自動車急速充電器などの設置を検討します。
- 自転車や公共交通機関が利用されやすい計画とします。
- 「次世代省エネルギー基準」に対応した断熱技術や省エネルギー設備の導入、及び採光（自然光）や風通しに配慮した設計を提案します。
- 建築資材調達時における市産材、間伐材を優先的に購入・使用します。
- 「静岡県地球温暖化防止条例」に基づく「建築物環境配慮指針」に適合させます。

**(3)工場・事業所など****①自然的機能**

- 地盤沈下を防ぐため、取水・揚水の量を抑えます。
- 沿岸部にあつては、海況変化に伴う周辺の砂浜や生態系への影響を少なくします。
- 地下水脈をできる限り分断しないよう、適切な措置を講じます。
- 地下水位の低下を防ぐため、取水・揚水の量を抑えます。
- 地下水汚染を未然に防止するための施設の維持管理を行います。
- 河川の水質汚濁を防ぐため、排水の適正処理を行います。
- 敷地や法面、建築物などの緑化にあたっては、その地域の在来樹種を用いたり、ビオトープを設置するなど、生態系保全に配慮します。

**②自然とのふれあい機能**

- 建築物の建築、及び擁壁、電波塔などの工作物の築造に際しては、「静岡市景観計画」に基づく景観形成基準に適合させます。
- 敷地外周部における生垣設置などにより、周辺景観への影響を和らげます。

**③社会的機能（次ページへ続く）**

- 供用後における施設からのばい煙・騒音・振動・悪臭などの発生を抑えるとともに、有害化学物質による汚染を防止するための適切な措置を講じます。
- 供用後における運搬車両などからのばい煙・騒音・振動・悪臭などの発生を抑えます。
- 地下水汚染、土壌汚染を防止するため、排水や廃棄物を適正に処理します。
- 建築物の設計段階において、太陽光発電設備や太陽熱温水器、小型風力発電設備など、新エネルギー導入を積極的に提案します。
- 工場などにおいては、廃棄物発電などの発電や熱供給に利用するための施設・設備の整備を検討します。
- 電気自動車急速充電器などの設置を検討します。
- 自転車や公共交通機関が利用されやすい計画とします。

### ③社会的機能（前ページからの続き）

- 工場・設備や製造設備の集約化や排熱回収利用の推進、エネルギー消費の少ない生産システムの構築、事業所の緑化など、省エネルギー対策を推進します。
- 「次世代省エネルギー基準」に対応した断熱技術や省エネルギー設備の導入、及び採光（自然光）や風通しに配慮した設計を提案します。
- 建築資材調達時における市産材、間伐材を優先的に購入・使用します。
- 製造工程で使用される洗浄水や冷却水の再利用や、製造工程や製品の包装から発生する廃棄物の再生資源としての利用を推進します。
- 建築物を建築する場合には、「静岡県地球温暖化防止条例」に基づく「建築物環境配慮指針」に適合するようにします。

## (4)開発事業など(都市部)

### ①自然的機能

- 地盤沈下を防ぐため、取水・揚水の量を抑えます。
- 地下水脈をできる限り分断しないよう、適切な措置を講じます。
- 地下水位の低下を防ぐため、取水・揚水の量を抑えます。
- 河川の水質汚濁を防ぐため、排水の適正処理を行います。
- 建築敷地や地区内道路、公園・緑地、法面などの緑化にあたっては、その地域の在来樹種を用いたり、ビオトープを設置するなど、生態系保全に配慮します。

### ②自然とのふれあい機能

- 擁壁などの工作物の築造に際しては、「静岡市景観計画」に基づく景観形成基準に適合するようにします。
- ガードレール、照明灯などの付帯施設について周辺景観との調和に配慮した意匠、色彩とします。
- 敷地外周部における生垣設置などにより、周辺景観への影響を和らげます。

### ③社会的機能

- 供用後における施設からのばい煙・騒音・振動・悪臭などの発生を抑えるとともに、有害化学物質による汚染を防止するための適切な措置を講じます。
- 地下水汚染、土壌汚染を防止するため、排水や廃棄物を適正に処理します。
- 自転車や公共交通機関が利用されやすい計画とします。
- ゼロエネルギー型住宅・事務所などが集合した街区や、各建築物の間で余ったエネルギーを相互利用できる街区の設計を検討します。
- 建築物を建築する場合には、「静岡県地球温暖化防止条例」に基づく「建築物環境配慮指針」に適合するようにします。



**(5)開発事業など(森林部)****①自然的機能**

- 地下水脈をできる限り分断しないよう、適切な措置を講じます。
- 地下水位の低下を防ぐため、取水・揚水の量を抑えます。
- 河川の水質汚濁を防ぐため、排水の適正処理を行います。
- 建築敷地や地区内道路、公園・緑地、法面などの緑化にあたっては、その地域の在来樹種を用いたり、ビオトープを設置するなど、生態系保全に配慮します。

**②自然とのふれあい機能**

- 擁壁などの工作物の築造に際しては、「静岡市景観計画」に基づく景観形成基準に適合するようにします。
- ガードレール、照明灯などの付帯施設について周辺景観との調和に配慮した意匠、色彩とします。
- 敷地外周部における生垣設置などにより、周辺景観への影響を和らげます。

**③社会的機能**

- 供用後における施設からのばい煙・騒音・振動・悪臭などの発生を抑えるとともに、有害化学物質による汚染を防止するための適切な措置を講じます。
- 地下水汚染、土壌汚染を防止するため、排水や廃棄物を適正に処理します。
- 自転車や公共交通機関が利用されやすい計画とします。
- ゼロエネルギー型住宅・事務所などが集合した街区や、各建築物の間に余ったエネルギーを相互利用できる街区の設計を検討します。
- 建築物を建築する場合には、「静岡県地球温暖化防止条例」に基づく「建築物環境配慮指針」に適合するようにします。

**(6)最終処分場****①自然的機能**

- 地下水脈をできる限り分断しないよう、適切な措置を講じます。
- 河川の水質汚濁を防ぐため、排水の適正処理を行います。
- 敷地や法面などの緑化にあたっては、その地域の在来樹種を用いたり、ビオトープを設置するなど、生態系保全に配慮します。

**②自然とのふれあい機能**

- 擁壁などの工作物の築造に際しては、「静岡市景観計画」に基づく景観形成基準に適合するようにします。

**③社会的機能**

- 供用後における施設からの騒音・振動・悪臭などの発生を抑えるとともに、有害化学物質による汚染を防止するための適切な措置を講じます。
- 供用後における運搬車両などからの騒音・振動・悪臭などの発生を抑えます。
- 地下水汚染、土壌汚染を防止するため、排水や廃棄物を適正に処理します。
- 建築物を建築する場合には、「静岡県地球温暖化防止条例」に基づく「建築物環境配慮指針」に適合するようにします。

**(7)埋立又は干拓****①自然的機能**

- 海況変化に伴う周辺の砂浜や生態系への影響を少なくします。
- 生態系保全に配慮した護岸や人工海浜、海浜緑地などを設置します。

**②自然とのふれあい機能**

- 階段護岸や緑地・緑道の整備などにより、市民が親しみやすい空間を創出します。

**③社会的機能**

(共通配慮事項のみ)